

インターネット専用定期預金規定

第1条 (取扱店の範囲)

インターネット専用定期預金（以下、「この預金」といいます。）の預け入れ、払い戻し、解約は、とよしんインターネット支店（以下、「当支店」といいます。）で取り扱うものとし、当金庫本支店の窓口で取り扱うことはできません。

第2条 (預金の預け入れ)

1. この預金の預入金額は、1口につき10万円以上で、預入単位は、1円とします。
2. この預金の預け入れは、当金庫所定の手続きによってネットワークに接続できるパーソナルコンピュータおよび当金庫所定のスマートフォン等（インターネットに接続できる携帯情報端末）を利用して、お客様ご自身が、ご本人名義のインターネット専用普通預金口座から資金を振り替えることにより行うものとしします。

第3条 (取引の成立)

この預金の取引は、当金庫所定の手続きによってお客様ご自身が操作を行い、当金庫の手続きが完了した時点で成立するものとしします。

第4条 (利用条件)

1. この預金は、通帳または証書を発行いたしません。
2. この預金は、少額貯蓄非課税制度（マル優）の対象とすることができません。
3. この預金は、融資、ローン等の担保とすることができません。
4. この預金は、手形、小切手、配当金領収書等その他証券類を受け入れることができません。
5. この預金は、現金による払い戻しや一部の払い戻しはできません。払い戻す際は、お客様ご自身がとよしん「WEBバンキングサービス」を利用して当支店のご本人名義のインターネット専用普通預金に入金するものとしします。

第5条 (預入期間)

この預金の預入期間は、1カ月、3カ月、6カ月、1年、3年、5年のいずれかとしします。

第6条 (自動継続)

1. この預金は、満期日に前回と同一の自由金利型定期預金（スーパー定期預金）に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

2. この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

第7条 (適用利率)

1. この預金の預入日（自動継続をしたときはその継続日。以下、同じ。）における利率には、自由金利型定期預金（スーパー定期預金）の期間に応じた当金庫所定の利率を適用します。
2. 前項の利率算定方式および約定利率は、金融情勢の変化等により変更する場合があります。なお、利率算定方式を変更した場合、新しい方式は、変更日以降に自動継続される預金に適用します。

第8条 (利息)

1. (1) 預入期間が1年以内の場合、この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）についてとよしん「WEBバンキングサービス」の「定期口座照会」における利率欄に記載された利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に当支店のインターネット専用普通預金に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
(2) 預入期間が1年超の場合、この預金の利息は、約定日数について約定利率および6か月複利の方法によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に当支店のインターネット専用普通預金に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
2. 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
3. (1) 預入期間が1年以内の場合、当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を

満期日前に解約する場合および「とよしんインターネット支店取引規定」第24条第2項から第4項までの規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（少数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

(2) 預入期間が3年以上の場合、当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「とよしんインターネット支店取引規定」第24条第2項から第4項までの規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（少数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F. 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G. 3年以上5年未満……………約定利率×90%

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×20%

- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×30%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×30%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×40%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

4. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第9条 (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、預金契約上の地位その他、この取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第10条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

1. この預金は、当金庫に預金保険法が定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するための担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当金庫に対し複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を当金庫所定の方法で届け出てください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - (3) 第1号の指定により債権保全上支障が生じる恐れがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。なお、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

第11条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、とよしんインターネット支店取引規定、とよしん「WEBバンキングサービス」利用規定のほか、当金庫の各種預金規定、規則および諸手続き、取引慣例等により取り扱うものとします。

以上

(平成28年3月4日現在)